## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 東北地方年金記録訂正審議会 令和4年1月26日答申分

### ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの

4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2100088 号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2100051 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を 認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

#### 2 請求内容の要旨

請求期間: 平成10年5月1日から平成12年10月1日まで 私は、A社の代表取締役であったが、年金をもらう段になって私の年金記録を 確認したところ、同社における厚生年金保険の標準報酬月額が減額され、年金額 が少なくなっていることが分かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者に係る請求期間の標準報酬月額は 当初59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっ た平成12年10月1日より後の平成14年8月28日に、平成10年10月1日及び平 成11年10月1日の定時決定が取り消され、平成10年5月1日に遡って9万8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票によると、同社は経営悪化により、平成12年7月から同年9月までの分の厚生年金保険料、健康保険料及び児童手当拠出金(以下「厚生年金保険料等」という。)を滞納していたが、最終的に当該期間に係る厚生年金保険料等の徴収決定額が取り消されていることが確認できる。

一方、請求者は、平成12年11月に社会保険事務所(当時)の職員が来社し、同職員からA社が滞納していた厚生年金保険料等について請求者の標準報酬月額を減額して調整したいとの話はあったが、その後、社会保険事務所から連絡はなかった旨陳述している。

しかしながら、前述の滞納処分票によると、平成12年9月22日から標準報酬月

額の遡及減額訂正処理が行われた平成14年8月28日の直前の同月22日までにかけて、請求者は、社会保険事務所への出頭又は電話連絡により、A社の厚生年金保険料等についての協議を社会保険事務所職員と十数回行っていることが確認できる。

また、A社の履歴事項全部証明書によると、請求期間及び標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われた平成14年8月28日当時、同社の代表取締役は請求者であったことが確認でき、社会保険事務所において厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を記録する場合には、事業所の代表者印が押印された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により行われるところ、請求者は、標準報酬月額の遡及減額訂正が行われた当時、同社の代表者印を自ら所持していた旨陳述している上、オンライン記録によると、同日に平成10年5月1日の随時改定並びに同年10月1日及び平成11年10月1日の定時決定の処理が行われていることが確認できることから、当該処理に係る届出について、同社の代表取締役である請求者自らが関与していたものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者はA社の業務を執行する責任を負う 代表取締役として、同社が滞納していた厚生年金保険料等に充当するため、請求期間に係る自らの標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していたものと考えられ、当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。 厚生局受付番号 : 東北(受)第2100094号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100052号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年10月29日から昭和54年10月1日まで

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和54年10月1日となっているが、私は、公務員を退職した日の翌日の昭和53年10月29日から同社に勤務していた。請求期間当時の資料は所持していないが、請求期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同日に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社の複数の元取締役及び同僚への文書照会に対する回答又は陳述により、請求 者は、期間は特定できないものの、請求期間内に同社に勤務していたことがうかが える。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、オンライン記録によると、同社の元代表取締役は既に死亡していることが確認できる。また、回答のあった元取締役2人は、いずれも同社に係る資料は保管していない旨回答しているため、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、請求者に係るA社の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和54年10月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、同僚への文書照会に対する回答により、社会保険事務又は給与事務担当者として氏名が挙げられた複数の者に対し、文書照会を行ったものの、請求者に係

る厚生年金保険被保険者の届出について具体的な証言を得ることができなかった。加えて、請求者に係る改製原附票により、請求期間当時の住所地であると確認できるB市に対し、請求者の昭和53年度及び昭和54年度の住民税課税資料の保存状況を確認したところ、同市税務課担当者は、当該資料の保存期間は10年間であり、昭和53年度及び昭和54年度の課税資料は提供できない旨陳述していることから、請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2100095 号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2100053 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険 者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年4月21日から同年9月1日まで

私は、請求期間にA社C営業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者がA社C営業所における上司又は同僚として氏名を挙げた者を含めオンライン記録により同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に対して行った文書照会(以下「同僚照会」という。)の回答から、請求者は、期間は特定できないものの、請求期間内に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者に係るA社における雇用保険の加入記録は見当たらない上、B社は、保存期限経過により請求期間の資料は廃棄しているため、請求者の在籍は不明である旨回答している。

また、B社は、請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、試用期間中の従業員及び準社員は加入させておらず、それ以外の従業員は本人の希望により異なる取扱いであり加入させないこともあった旨回答しており、同僚照会に回答があった複数の者は、A社では試用期間中の従業員を厚生年金保険に加入させておらず、本人の希望により加入しない従業員もいた旨回答及び陳述している上、当該複数の者の中には、請求者と同様に請求期間に勤務していた旨回答しているものの、オンライン記録によると請求期間内に厚生年金保険に加入した形跡が見当たらない者がいることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、事業所別被保険者名簿によると、A社において請求期間を含む昭和 59 年4月1日から同年8月 31 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、当該資格取得者の厚生年金保険整理番号に欠番はなく、オンライン記録による氏名検索においても、請求者のものと思われる未統合記録は見当たらない。

加えて、A社が請求期間当時に加入していたD厚生年金基金(平成29年9月29日解散)において、請求者の記録は見当たらない上、同社が加入していたE健康保険組合F支部に照会したものの、同健康保険組合は、同社の届出等の資料は保存期限経過のため保存していない旨回答している。

また、請求者は、給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者に係る請求期間 当時の住所地であるG町は、請求期間に係る課税資料は保管していない旨回答して いることから、請求者に係る請求期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除につ いて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2100096 号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2100054 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年10月頃から昭和62年6月頃まで

私は、請求期間当時に、A社に勤務していたが、請求期間について厚生年金保 険被保険者記録がない。給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるの で、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間の一部である昭和 60 年 6 月 1 日から昭和 61 年 10 月 21 日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは請求期間後の昭和 63 年4月1日である上、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムによると、請求期間において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求期間におけるA社の事業に係る厚生年金保険の適用事業所の要件については、厚生年金保険法においては昭和62年4月1日より前は常時5人以上の従業員を使用する事業所とされ、同日以降は常時3人又は4人の従業員を使用する法人の事業所が追加され、昭和63年4月1日以降は常時2人以下の従業員を使用する法人の事業所が追加されているところ、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は、請求期間中である昭和59年10月26日に会社成立し、平成8年6月1日に解散していることが確認できることから照会することができない上、同社の閉鎖した役員に関する事項欄の用紙の謄本により、請求期間において同社の代表取締役で

あったことが確認できる者(以下「元代表取締役」という。)に文書照会を行ったものの、元代表取締役は同社に係る当時の資料は保存していない旨回答している。また、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 63 年4月1日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、元代表取締役を除き所在が判明した者に対して行った文書照会(以下「同僚照会」という。)の回答及び請求者が同社に一緒に勤務した時期があると記憶する同僚(以下「請求者が記憶する同僚」という。)への聴取において得られた陳述からは、請求期間当時に常時使用されていた従業員数が特定できないことから、同社が請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたかどうか確認できない。

さらに、前述のとおり、元代表取締役は資料を保存しておらず、請求者に係る請求期間の厚生年金保険被保険者の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、上記同僚照会の回答及び請求者が記憶する同僚の陳述からは、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料が控除されたことがうかがえない。

加えて、請求者に係る改製原戸籍の附票により、請求期間当時の住所地であると確認できるB市に対し、請求者の昭和58年から昭和62年までの住民税課税資料の保存状況について照会したものの、同市は、保存期限が経過しているため当該資料は保管していない旨回答している。

また、請求者は、給与明細書、源泉徴収票及びA社から給与が振り込まれたことが確認できる預金通帳を所持していないものの、同社から給与が振り込まれた金融機関はC銀行(現在は、D銀行)である旨陳述していることから、D銀行に対し、請求者に係る請求期間当時の入出金記録を照会したところ、同行は、保存期限経過のため請求期間当時の記録は保存していない旨回答があり、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。